

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年3月9日（令和4年（行情）諮問第198号）

答申日：令和4年9月15日（令和4年度（行情）答申第225号）

事件名：行政文書ファイル「平成26年度 宿舎転任等通報表」につづられて
いる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる12文書（以下、順に「文書1」ないし「文書12」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付け防官文第5210号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(3) 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

(5) 複写媒体としてDVD-R選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月8日付け防官文第3787号により、文書1の案文の1枚目のみ（以下「先行開示文書」という。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和3年3月26日付け防官文第5210号により、文書1の案文の1枚目を除く部分及び文書2ないし文書12について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舎企画室（以下「宿舎企画室」という。）が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、紙媒体で管理されているものである。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たっ

て具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」として、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (4) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。
- (5) 審査請求人は、「開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。」として、複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求めるが、当該主張は、開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年8月5日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成26年度 宿舎転任等通報表」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2014年度，大分類：宿舎，中分類：宿舎管理，名称（小分類）：平成26年度 宿舎転任等通報表）である。原処分を行った経緯は、理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3及び4（3）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、先行開示文書及び文書1ないし文書12（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舎企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁から提示を受けた本件対象文書の行政文書ファイル管理簿への登録状況が分かる資料を確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種類」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められ、上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記第3の4（4）及び上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外

に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者の氏名が記載されていると認められる。

ア 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の職員の内線番号が記載されていると認められる。

これを検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分には、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は転任等をする防衛省・自衛隊の職員等の氏名、所属部署、職務の級等、当該宿舎の名称、所在地、戸番、異動事由、当該職員が支払う月額使用料等が行ごとに一体として記載されていると認められる。

ア これを検討するに、当該不開示部分は、当該宿舍の貸与を受け又は転任等をする当該職員ごと一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められ、また、当該宿舍の貸与を受け又は転任等をする職員に係る当該部分は、同号ただし書きに該当する事情も認められない。

イ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、特定の公務員宿舍の貸与を受け又は転任等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、所属部署、職務の級、当該宿舍の名称、所在地及び戸番については、氏名が記載されている者ごとの個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

また、その余の部分についても、不開示とされた部分が開示された場合、当該職員の個人を特定する手掛かりとなり、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、法5条1号に定める特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められないので、同号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2014年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舎
中分類	宿舎管理
名称(小分類)	平成26年度 宿舎転任等通報表

2 (本件対象文書)

文書1 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第5719号。26.4.22)(案文の1枚目を除く。)他4件

文書2 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第7046号。26.5.16)他6件

文書3 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第8614号。26.6.18)他7件

文書4 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第10705号。26.7.18)他5件

文書5 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第12547号。26.8.21)他4件

文書6 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第13802号。26.9.18)他4件

文書7 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第15479号。26.10.20)他4件

文書8 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第16813号。26.11.19)他4件

文書9 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第18764号。26.12.19)他4件

文書10 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第74号。27.1.20)他4件

文書11 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第2352号。27.2.23)他4件

文書12 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第3406号。27.3.18)他4件

3 (開示すべき部分)

- (1) 文書1の131枚目の表中の「使用料」欄の最終欄の不開示部分
- (2) 文書1の56枚目及び72枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の不開示

部分及び23枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分並びに21枚目、29枚目及び68枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分

- (3) 文書1の8枚目、9枚目、13枚目、15枚目、16枚目、20枚目、25枚目、32枚目、36枚目、38枚目ないし41枚目、54枚目、58枚目、60枚目、62枚目、64枚目、65枚目、70枚目、74枚目、75枚目、78枚目、80枚目、85枚目、87枚目、89枚目、91枚目、93枚目、95枚目、96枚目、101枚目、106枚目、113枚目、115枚目、117枚目、119枚目、121枚目、128枚目、132枚目、134枚目、139枚目、143枚目、145枚目、147枚目、149枚目、151枚目、152枚目、158枚目、159枚目、163枚目、164枚目及び166枚目の表中の「備考」欄の不開示部分、72枚目の表中の「減」欄の上から1行目の「備考」欄及び上から2行目及び3行目の不開示部分並びに161枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (4) 文書2の106枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分並びに136枚目の表中の「備考」欄の上から3欄目の不開示部分
- (5) 文書2の4枚目、10枚目、13枚目ないし15枚目、17枚目、23枚目、26枚目、27枚目、29枚目、30枚目、33枚目、35枚目、39枚目、40枚目、42枚目、43枚目、45枚目、54枚目、56枚目ないし58枚目、60枚目、66枚目、68枚目、72枚目、74枚目、77枚目、82枚目、84枚目、86枚目、96枚目、99枚目、112枚目、116枚目、122枚目、126枚目、128枚目、130枚目、137枚目、145枚目、146枚目、149枚目、160枚目及び171枚目の表中の「備考」欄の不開示部分及び155枚目の表中の「備考」欄の上から4欄目を除く不開示部分並びに158枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (6) 文書3の38枚目及び68枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の不開示部分並びに4枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分
- (7) 文書3の8枚目、13枚目、16枚目、17枚目、29枚目、30枚目、39枚目、48枚目、50枚目、52枚目、63枚目、64枚目、76枚目、78枚目、85枚目、93枚目、100枚目、102枚目、104枚目、121枚目、133枚目、136枚目、141枚目、150枚目、151枚目、155枚目、156枚目、162枚目及び165枚目の表中の「備考」欄の不開示部分並びに145枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (8) 文書4の51枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分及び69枚目の表中の「減」欄の上から1行目を除く不開示部分全て

- (9) 文書4の4枚目, 20枚目, 22枚目, 26枚目, 30枚目, 55枚目, 57枚目, 59枚目, 63枚目, 65枚目, 68枚目, 70枚目, 72枚目, 74枚目, 75枚目, 79枚目, 85枚目, 92枚目, 94枚目, 122枚目, 124枚目, 146枚目, 152枚目, 155枚目, 159枚目, 161枚目, 165枚目及び170枚目の表中の「備考」欄の不開示部分並びに109枚目及び157枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (10) 文書5の19枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の不開示部分及び142枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分
- (11) 文書5の4枚目, 9枚目, 18枚目, 20枚目, 22枚目, 26枚目, 41枚目, 57枚目, 59枚目, 61枚目, 66枚目, 71枚目, 73枚目, 77枚目, 83枚目, 88枚目, 89枚目, 100枚目, 104枚目, 109枚目, 131枚目, 137枚目, 147枚目, 161枚目及び168枚目の表中の「備考」欄の不開示部分及び156枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分並びに160枚目の表中の「備考」欄の上から6欄目, 12欄目及び15欄目を除く不開示部分
- (12) 文書6の4枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の不開示部分
- (13) 文書6の26枚目, 34枚目, 52枚目, 54枚目, 59枚目, 64枚目, 71枚目, 73枚目, 74枚目, 81枚目, 98枚目, 99枚目, 101枚目, 110枚目, 126枚目, 127枚目, 129枚目, 130枚目, 140枚目, 146枚目, 151枚目及び161枚目の表中の「備考」欄の不開示部分, 30枚目の表中の「備考」欄の下から5欄目を除く不開示部分及び159枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分並びに163枚目の表中の「備考」欄の下から2欄目ないし4欄目を除く不開示部分
- (14) 文書7の42枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分
- (15) 文書7の5枚目, 9枚目, 17枚目, 27枚目, 33枚目, 52枚目, 62枚目, 65枚目, 68枚目, 81枚目, 88枚目, 92枚目, 94枚目, 95枚目, 111枚目, 114枚目, 124枚目, 137枚目, 143枚目, 147枚目, 154枚目, 155枚目, 160枚目, 165枚目及び166枚目の表中の「備考」欄の不開示部分及び18枚目の表中の「増」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分並びに162枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (16) 文書8の8枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の不開示部分及び41枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分
- (17) 文書8の5枚目, 9枚目, 15枚目, 20枚目, 21枚目, 23枚目, 30枚目, 51枚目, 59枚目, 73枚目, 78枚目, 80枚目, 87枚目, 91枚目, 92枚目, 97枚目, 114枚目, 122枚目, 145枚

目， 149枚目， 158枚目及び170枚目の表中の「備考」欄の不開示部分及び156枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分並びに160枚目の表中の「備考」欄の下から2欄目及び4欄目を除く不開示部分

(18) 文書9の4枚目， 14枚目， 20枚目， 28枚目， 39枚目， 55枚目， 61枚目， 64枚目， 66枚目， 68枚目， 71枚目， 78枚目， 91枚目， 99枚目， 101枚目， 117枚目， 125枚目， 140枚目， 144枚目， 150枚目， 153枚目， 154枚目， 157枚目及び161枚目の表中の「備考」欄の不開示部分， 24枚目の表中の「備考」欄の下から3欄目を除く不開示部分， 25枚目の「増」欄の上から4行目の不開示部分全て及び160枚目の表中の「備考」欄の下から3欄目及び4欄目を除く不開示部分並びに169枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分

(19) 文書10の4枚目， 8枚目， 20枚目， 30枚目， 32枚目， 35枚目， 39枚目， 65枚目， 71枚目， 78枚目， 93枚目， 101枚目， 103枚目， 120枚目， 123枚目， 131枚目， 138枚目， 146枚目， 149枚目， 152枚目及び165枚目の表中の「備考」欄の不開示部分， 75枚目の表中の「備考」欄の下から3欄目及び5欄目を除く不開示部分及び169枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分並びに171枚目の表中の「備考」欄の下から2欄目を除く不開示部分

(20) 文書11の8枚目， 19枚目， 27枚目， 33枚目， 36枚目， 49枚目， 50枚目， 62枚目， 76枚目， 79枚目， 83枚目， 86枚目， 88枚目， 94枚目， 109枚目， 112枚目， 115枚目， 124枚目， 141枚目， 158枚目， 170枚目及び172枚目の表中の「備考」欄の不開示部分， 9枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目ないし8欄目の不開示部分， 10枚目の表中の「増」欄の上から1行目を除く不開示部分， 40枚目の表中の「備考」欄の「増」欄の不開示部分， 145枚目の表中の「備考」欄の下から2欄目を除く不開示部分及び153枚目の表中の「増」欄の上から1行目の「備考」欄及び上から2行目及び3行目の不開示部分並びに160枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分

(21) 文書12の8枚目， 13枚目， 18枚目， 27枚目， 35枚目， 38枚目， 48枚目， 68枚目， 74枚目， 83枚目， 86枚目， 87枚目， 90枚目， 102枚目， 107枚目， 110枚目， 111枚目， 117枚目， 130枚目， 139枚目， 143枚目， 146枚目， 159枚目， 161枚目， 166枚目及び167枚目の表中の「備考」欄の不開示部分， 30枚目の表中の「増」欄の上から2行目ないし4行目の不開示部分全て

及び162枚目の表中の「増」欄の上から1行目の「備考」欄及び上から2行目及び3行目の不開示部分並びに175枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目及び 1 7 2 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先及び 1 7 2 枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 3	1 枚目及び 1 7 3 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先及び 1 7 3 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 4	1 枚目及び 1 7 5 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先及び 1 7 5 枚目の内線番号）	
	文書 5	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 6	1 枚目及び 1 7 5 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先及び 1 7 5 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 7 ないし文書 1 0	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 1	1 枚目及び 1 7 9 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先及び 1 7 9 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 1 2	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
2	文書 1	1 枚目の連絡先及び 1 7 2 枚目の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることか
	文書 2	1 枚目の連絡先	
	文書 3	1 枚目の連絡先及び 1 7 3 枚目の内線番号	

	文書 4	1 枚目の連絡先及び 1 7 5 枚目の内線番号	ら、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 5	1 枚目の連絡先	
	文書 6	1 枚目の連絡先及び 1 7 5 枚目の内線番号	
	文書 7 ないし文書 1 0	1 枚目の連絡先	
	文書 1 1	1 枚目の連絡先及び 1 7 9 枚目の内線番号	
	文書 1 2	1 枚目の連絡先	
3	文書 1	3 枚目ないし 3 3 枚目, 3 6 枚目ないし 8 1 枚目, 8 4 枚目ないし 1 0 7 枚目, 1 1 0 枚目ないし 1 3 6 枚目, 1 3 9 枚目ないし 1 6 1 枚目及び 1 6 3 枚目ないし 1 6 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, これを公にした場合, 特定の個人を識別でき, 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	4 枚目ないし 3 6 枚目, 3 9 枚目ないし 7 9 枚目, 8 2 枚目ないし 8 9 枚目, 9 1 枚目ないし 9 7 枚目, 9 9 枚目, 1 0 1 枚目, 1 0 3 枚目, 1 0 6 枚目ないし 1 3 3 枚目, 1 3 6 枚目ないし 1 3 9 枚目, 1 4 1 枚目ないし 1 5 0 枚目, 1 5 2 枚目, 1 5 4 枚目ないし 1 6 2 枚目, 1 6 5 枚目, 1 6 6 枚目及び 1 6 9 枚目ないし 1 7 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3	4 枚目ないし 9 枚目, 1 1 枚目ないし 3 1 枚目, 3 3 枚目ないし 3 5 枚目, 3 8 枚目ないし 5 3 枚目, 5 5	

		枚目ないし57枚目, 59 枚目ないし65枚目, 67 枚目ないし69枚目, 71 枚目, 74枚目ないし76 枚目, 78枚目, 79枚 目, 81枚目ないし91枚 目, 93枚目, 95枚目, 97枚目, 100枚目ない し107枚目, 109枚目 ないし115枚目, 117 枚目ないし121枚目, 1 23枚目, 125枚目, 1 27枚目ないし129枚 目, 132枚目ないし13 7枚目, 139枚目, 14 1枚目ないし151枚目, 153枚目ないし159枚 目, 162枚目, 165枚 目, 168枚目, 169枚 目, 176枚目, 178枚 目及び179枚目のそれぞ れ一部	
	文書4	4枚目ないし10枚目, 1 2枚目ないし16枚目, 1 8枚目ないし20枚目, 2 2枚目ないし32枚目, 3 4枚目ないし36枚目, 3 9枚目ないし48枚目, 5 0枚目ないし60枚目, 6 2枚目ないし70枚目, 7 2枚目, 74枚目ないし8 0枚目, 83枚目ないし8 8枚目, 90枚目ないし9 4枚目, 96枚目ないし1 00枚目, 102枚目, 1 05枚目ないし110枚 目, 112枚目, 114枚	

		目ないし118枚目, 120枚目ないし122枚目, 124枚目ないし126枚目, 128枚目, 130枚目, 132枚目ないし134枚目, 137枚目ないし141枚目, 143枚目ないし149枚目, 151枚目ないし157枚目, 159枚目ないし167枚目及び170枚目のそれぞれ一部
	文書5	4枚目ないし16枚目, 18枚目ないし22枚目, 24枚目ないし26枚目, 28枚目ないし32枚目, 34枚目ないし38枚目, 41枚目ないし54枚目, 56枚目ないし66枚目, 68枚目ないし74枚目, 76枚目ないし80枚目, 83枚目ないし86枚目, 88枚目ないし90枚目, 92枚目, 94枚目, 96枚目ないし100枚目, 102枚目ないし106枚目, 109枚目, 110枚目, 112枚目ないし116枚目, 118枚目ないし120枚目, 122枚目ないし129枚目, 131枚目, 133枚目ないし139枚目, 142枚目ないし162枚目, 164枚目及び166枚目ないし172枚目のそれぞれ一部
	文書6	4枚目ないし6枚目, 8枚

		<p>目， 10枚目ないし20枚目， 22枚目ないし30枚目， 32枚目， 34枚目ないし38枚目， 41枚目ないし55枚目， 57枚目， 59枚目， 61枚目ないし65枚目， 67枚目ないし71枚目， 73枚目ないし79枚目， 81枚目， 85枚目， 87枚目ないし91枚目， 93枚目， 95枚目ないし99枚目， 101枚目， 103枚目， 105枚目ないし107枚目， 110枚目， 111枚目， 113枚目， 115枚目ないし119枚目， 121枚目， 123枚目， 125枚目ないし137枚目， 140枚目ないし142枚目， 144枚目， 146枚目ないし153枚目， 155枚目， 157枚目ないし159枚目及び161枚目ないし171枚目のそれぞれ一部</p>	
	<p>文書7</p>	<p>5枚目ないし19枚目， 21枚目ないし23枚目， 25枚目ないし31枚目， 33枚目ないし37枚目， 39枚目， 42枚目ないし50枚目， 52枚目ないし58枚目， 60枚目ないし66枚目， 68枚目， 70枚目ないし72枚目， 74枚目ないし78枚目， 80枚目ないし82枚目， 86枚目ないし90枚目， 92枚</p>	

		<p>目ないし98枚目, 100枚目, 102枚目, 104枚目ないし106枚目, 108枚目, 111枚目, 112枚目, 114枚目ないし118枚目, 120枚目ないし124枚目, 126枚目, 128枚目ないし130枚目, 132枚目, 134枚目, 136枚目ないし140枚目, 143枚目ないし151枚目, 153枚目ないし162枚目, 164枚目ないし166枚目及び168枚目ないし176枚目のそれぞれ一部</p>	
	<p>文書8</p>	<p>5枚目ないし11枚目, 13枚目ないし15枚目, 17枚目ないし21枚目, 23枚目ないし32枚目, 34枚目ないし38枚目, 41枚目ないし51枚目, 53枚目, 55枚目ないし57枚目, 59枚目ないし61枚目, 63枚目ないし65枚目, 67枚目ないし69枚目, 71枚目, 73枚目ないし81枚目, 85枚目, 87枚目, 89枚目, 91枚目ないし95枚目, 97枚目, 99枚目ないし101枚目, 103枚目ないし106枚目, 108枚目, 112枚目, 114枚目, 116枚目, 118枚目ないし120枚目, 122枚目, 124枚目, 12</p>	

		<p>6枚目ないし128枚目， 130枚目ないし134枚 目，136枚目ないし13 8枚目，140枚目ないし 142枚目，145枚目な いし152枚目，154枚 目ないし160枚目，16 2枚目，164枚目及び1 66枚目ないし176枚目 のそれぞれ一部</p>	
	<p>文書9</p>	<p>4枚目ないし10枚目，1 2枚目ないし20枚目，2 2枚目ないし26枚目，2 8枚目ないし30枚目，3 2枚目ないし36枚目，3 9枚目ないし49枚目，5 1枚目，53枚目，55枚 目ないし57枚目，59枚 目ないし69枚目，71枚 目，73枚目ないし79枚 目，82枚目，83枚目， 85枚目ないし87枚目， 89枚目，91枚目ないし 93枚目，95枚目，97 枚目，99枚目，101枚 目，103枚目，105枚 目，109枚目ないし11 3枚目，115枚目，11 7枚目，119枚目ないし 121枚目，123枚目， 125枚目，127枚目な いし129枚目，131枚 目ないし133枚目，13 5枚目ないし137枚目， 140枚目ないし146枚 目，148枚目ないし15 0枚目，152枚目ないし</p>	

		1 6 5 枚目及び1 6 7 枚目 ないし1 7 3 枚目のそれぞ れ一部	
	文書1 0	4 枚目ないし6 枚目, 8 枚 目, 1 0 枚目, 1 2 枚目な いし1 4 枚目, 1 6 枚目な いし2 4 枚目, 2 6 枚目な いし3 6 枚目, 3 9 枚目な いし4 9 枚目, 5 1 枚目, 5 3 枚目ないし5 7 枚目, 5 9 枚目, 6 1 枚目ないし 6 5 枚目, 6 7 枚目, 6 9 枚目, 7 1 枚目ないし7 3 枚目, 7 5 枚目ないし7 9 枚目, 8 3 枚目, 8 5 枚 目, 8 7 枚目, 8 9 枚目, 9 1 枚目, 9 3 枚目ないし 9 5 枚目, 9 7 枚目ないし 9 9 枚目, 1 0 1 枚目, 1 0 3 枚目, 1 0 5 枚目, 1 0 9 枚目, 1 1 1 枚目, 1 1 3 枚目, 1 1 5 枚目ない し1 2 1 枚目, 1 2 3 枚 目, 1 2 5 枚目ないし1 2 9 枚目, 1 3 1 枚目, 1 3 3 枚目ないし1 3 5 枚目, 1 3 8 枚目ないし1 4 0 枚 目, 1 4 2 枚目, 1 4 4 枚 目ないし1 4 6 枚目, 1 4 8 枚目ないし1 5 0 枚目, 1 5 2 枚目ないし1 5 8 枚 目及び1 6 0 枚目ないし1 7 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書1 1	6 枚目ないし1 1 枚目, 1 3 枚目, 1 5 枚目ないし1 9 枚目, 2 1 枚目ないし3 1 枚目, 3 3 枚目, 3 5 枚	

		<p>目ないし37枚目, 40枚目 目ないし50枚目, 52枚目, 54枚目, 56枚目ないし58枚目, 60枚目ないし66枚目, 68枚目, 70枚目ないし74枚目, 76枚目ないし80枚目, 83枚目, 84枚目, 86枚目, 88枚目, 90枚目 92枚目ないし94枚目, 96枚目, 98枚目ないし102枚目, 106枚目, 109枚目, 110枚目, 112枚目, 114枚目ないし116枚目, 118枚目ないし122枚目, 124枚目, 126枚目ないし132枚目, 134枚目, 136枚目ないし138枚目, 141枚目ないし148枚目, 150枚目, 152枚目ないし154枚目, 156枚目ないし172枚目及び174枚目ないし176枚目のそれぞれ一部</p>	
	<p>文書12</p>	<p>5枚目ないし8枚目, 10枚目ないし19枚目, 21枚目ないし23枚目, 25枚目, 27枚目ないし33枚目, 35枚目, 38枚目ないし46枚目, 48枚目, 50枚目ないし54枚目, 56枚目ないし60枚目, 62枚目ないし66枚目, 68枚目ないし76枚目, 78枚目ないし80枚目, 83枚目, 84枚目,</p>	

		86枚目ないし88枚目, 90枚目ないし94枚目, 96枚目, 98枚目, 100枚目ないし102枚目, 104枚目, 107枚目, 108枚目, 110枚目ないし120枚目, 122枚目ないし128枚目, 130枚目, 132枚目ないし134枚目, 136枚目, 139枚目ないし143枚目, 145枚目ないし153枚目, 155枚目ないし163枚目, 165枚目ないし171枚目及び173枚目ないし175枚目のそれぞれ一部	
--	--	--	--